

今後の汚水処理のあり方に関する検討会 有識者等委員会ヒアリング

# 紫波町の汚水処理

## 概要

紫波町建設部下水道課

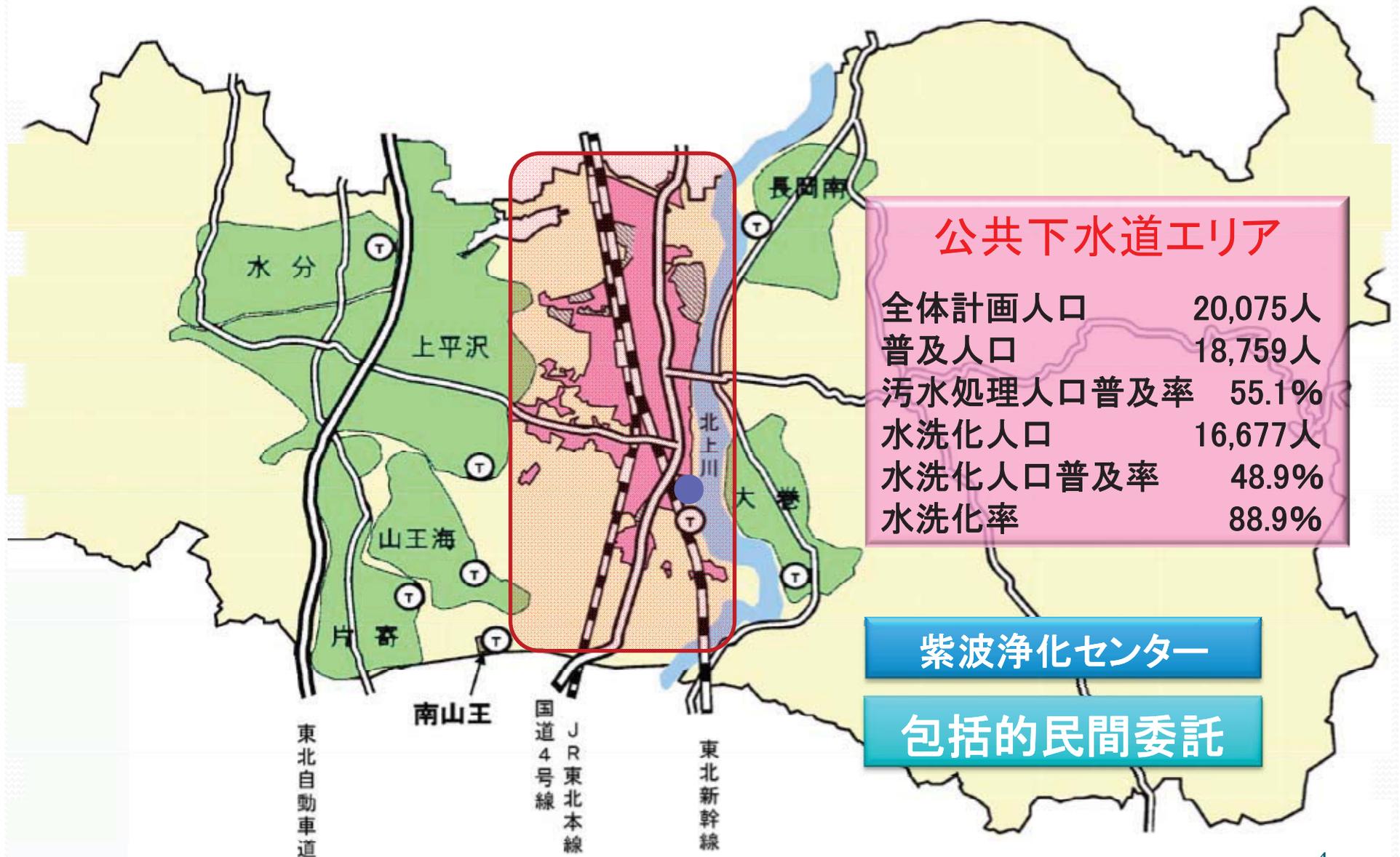
# 紫波町の位置



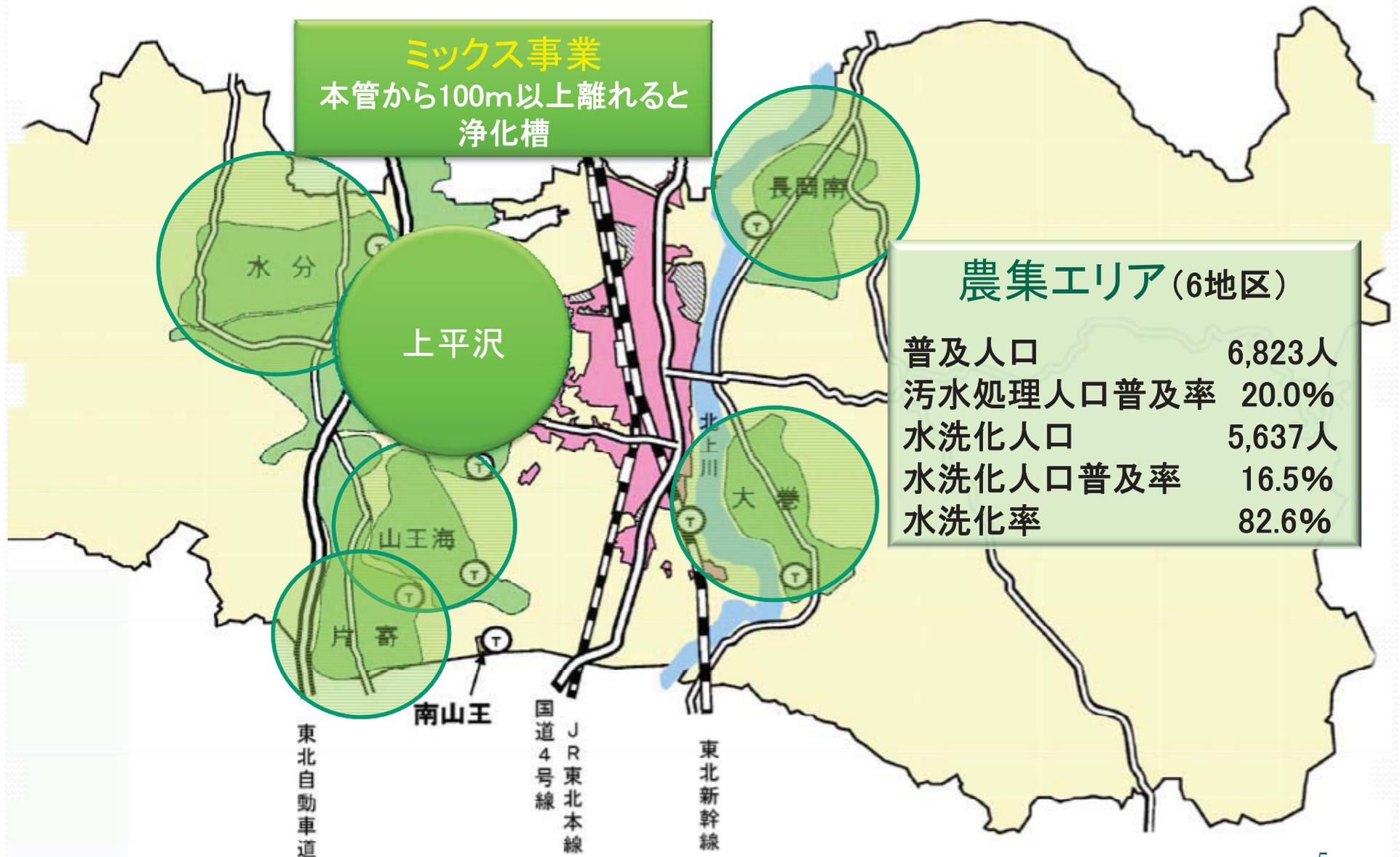
# 紫波町の地勢



## 紫波町污水処理の状況（平成22年度末推計）



## 紫波町污水处理の状況（平成22年度末推計）



## 紫波町污水处理の状況（平成22年度末推計）

### 浄化槽エリア（集合処理区域以外）

水洗化人口 3,960人  
污水衛生処理率 11.6%

町管理型 合併処理浄化槽

PFI事業

PFI事業

### 3事業合計（紫波町全体）

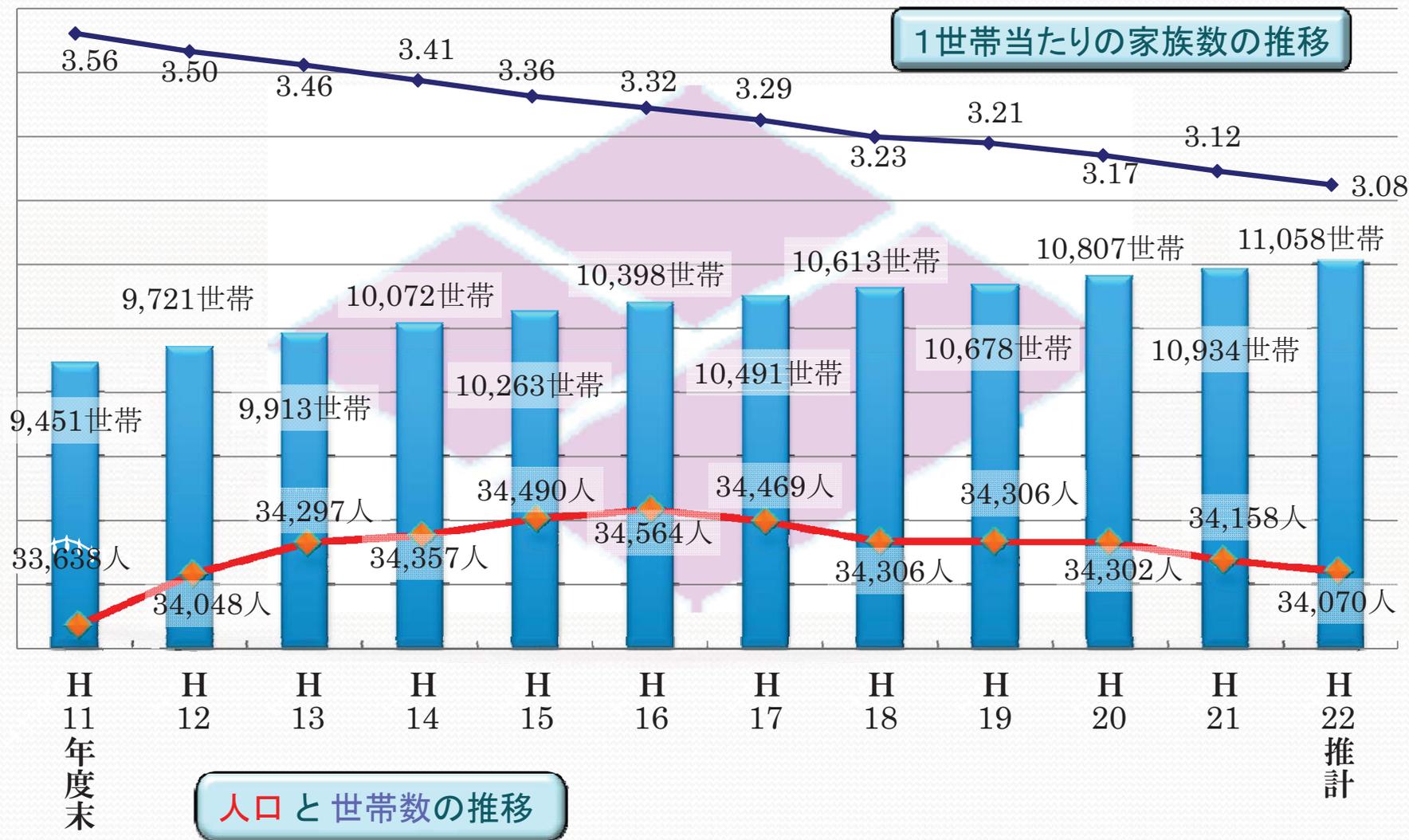
普及人口	30,075人
污水处理人口普及率	88.3%
衛生処理人口	26,807人
污水衛生処理率	78.7%

東北自動車道

本線

東北新幹線

# 人口と世帯の推移





## 紫波町が取り組んでいる主な事業

- 1 公共污水处理施設の包括的民間委託
- 2 PF1法による浄化槽整備
- 3 農集整備における浄化槽との連携事業
- 4 PI手法による污水处理基本構想の策定
- 5 地方公営企業法の適用(H23年度)

## 1 公共污水处理施設の包括的民間委託

昭和61年供用開始。平成16年度から污水处理施設の運転管理を直営から包括的民間委託へ移行。当初は「レベルⅡ」による3年契約として試行。19年度からは「レベルⅢ」へシフトして本格実施すると共に、3年契約を基本として2年の継続契約をオプション設定

## 2 PFI法による浄化槽整備

平成13年度から補助事業による個人設置として整備を進めていたが、16年度、市町村設置型を開始するに当たりPFI法による整備手法の可能性調査を実施した。

可能性有の結果を受け、17年度の事業者選定を経て、18年度から事業開始している

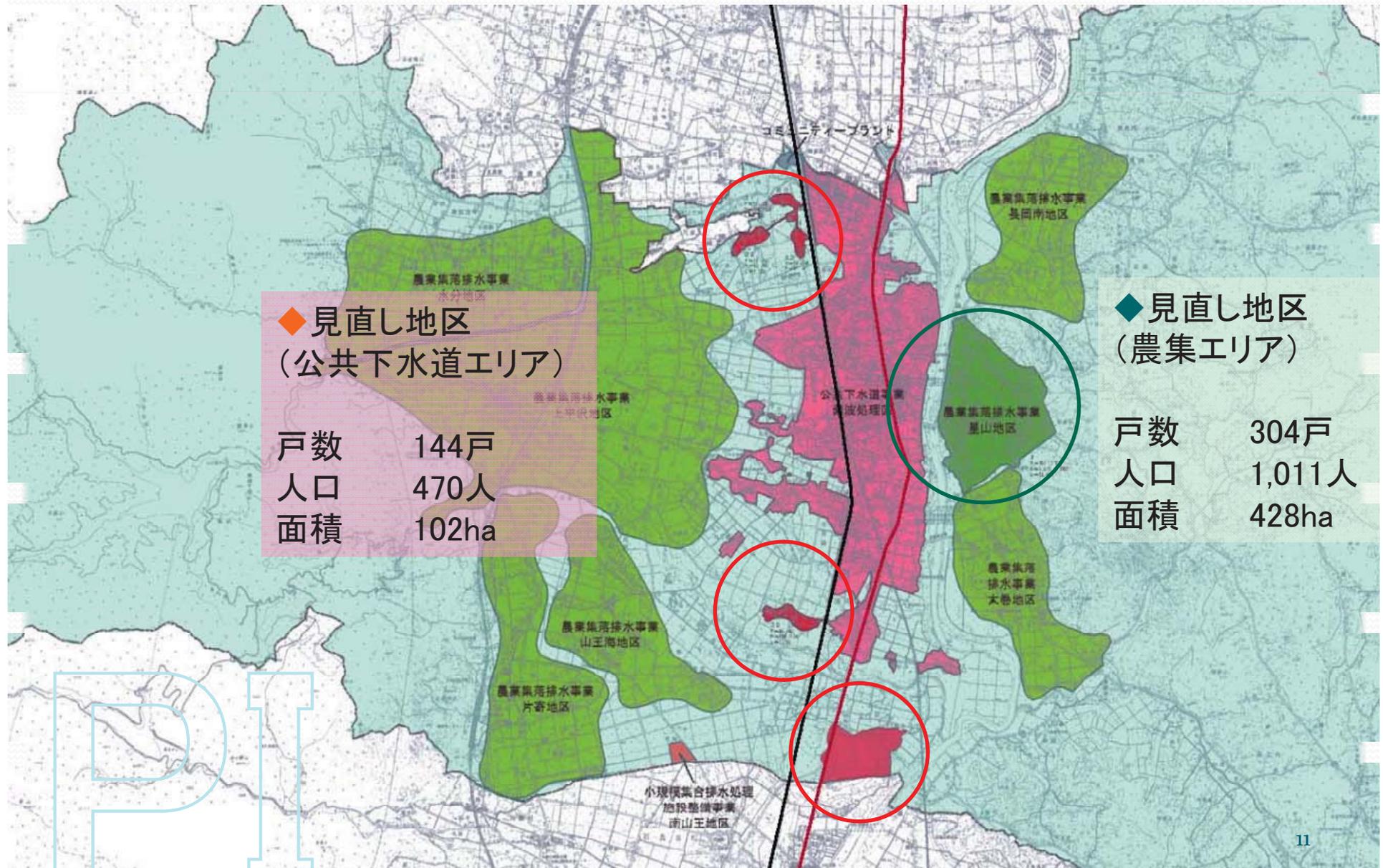
### 3 農集整備における浄化槽との連携事業

農業集落排水事業は平成4年度に着手、以降20年度までに6地区を整備し事業を完了している。直近の整備地区においては、浄化槽との連携事業を採用した。集合処理は污水本管から宅内マスまでの距離100m以内を要件とし、これを超える場合はPFI手法による浄化槽で整備している

### 4 PI手法による污水処理基本構想の策定

平成20年度、污水処理基本構想を見直すに先立ちPI手法を用いた民意の把握・集約に努めた。アンケート調査の前後にそれぞれ説明会を開催、56%の回答率の中で70%の賛意を得て、集合処理からPFI手法による浄化槽エリアへ見直した。この結果を反映させ、翌21年度に基本構想を策定。同年、並行して下水道ビジョンを策定している

PI調査に基づく紫波町污水处理基本構（水処理ビジョン）の見直し



◆見直し地区  
(公共下水道エリア)

戸数	144戸
人口	470人
面積	102ha

◆見直し地区  
(農集エリア)

戸数	304戸
人口	1,011人
面積	428ha

## 紫波町が導入した動機

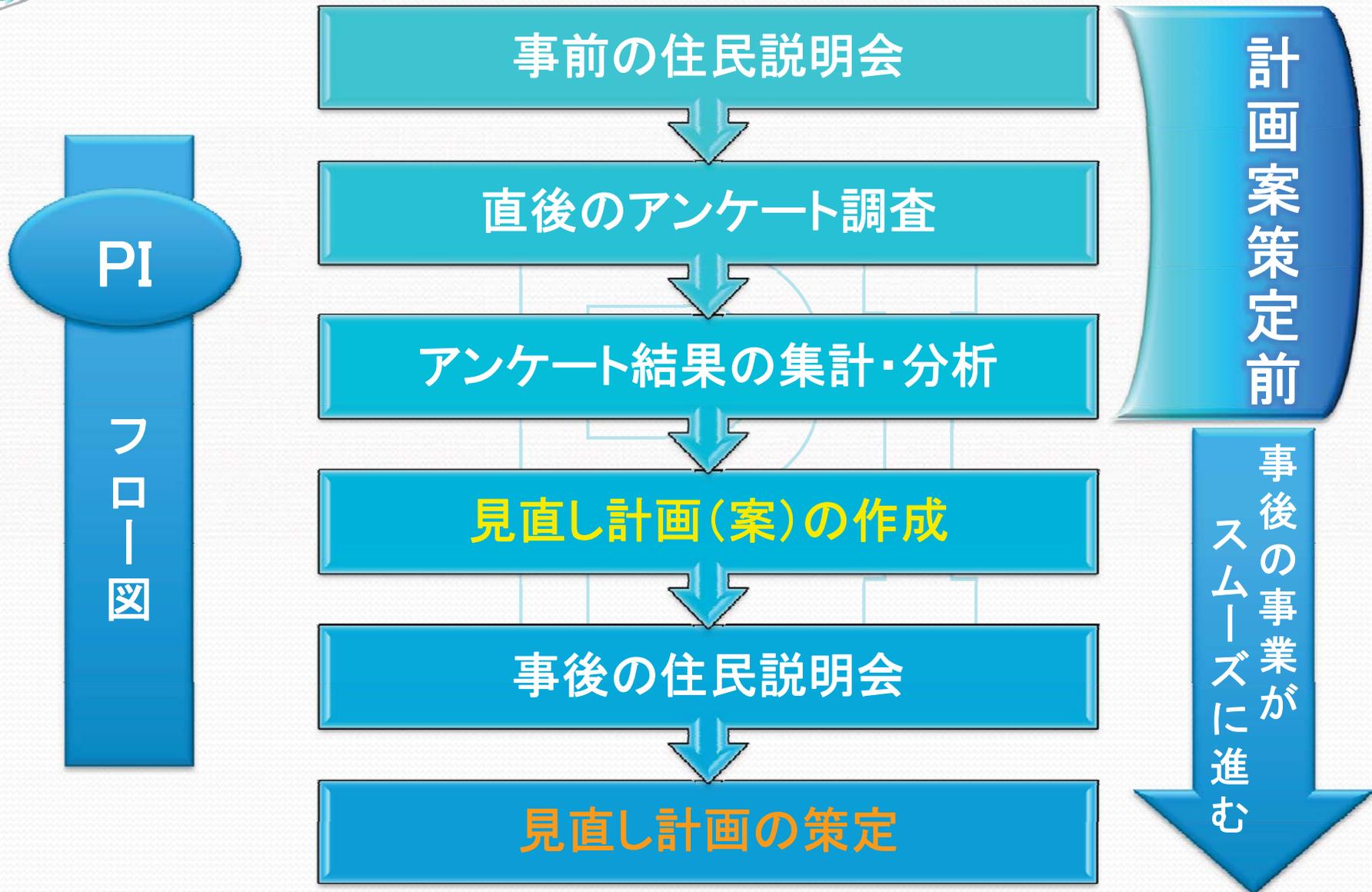
早く水洗化してほしい、との住民の声

財政逼迫→集合処理はいつ整備できるのか？

整備手法を見直すと、早く水洗化ができる  
《 浄化槽での整備 》

しかし…一方的に計画を作ったらどれほどの  
反発が生じるか…事業が遅れる危険性

PI(パブリック・インボルブメント  
住民参画で、一緒に計画を考えていこう



## スケジュール

年.月	実施事業	実施内容
20. 8	実施要領の策定	調査対象及び方法
10	調査資料の作成	建設費、維持管理費(外部委託)
21. 1	実施計画の策定	PI調査の実施方法
2	事前説明会	対象4地区において個別説明会を開催し、整備2手法を対比して説明(自治公民館7箇所)
3	アンケート調査	事前説明会直後を実施時期として、対象地区全域の各戸に対してアンケート調査を実施する
4	汚水処理基本構想の策定作業開始	事前説明会及びアンケート調査の意向を反映させ構想を策定に着手
6	事後説明会	事前説明会及びアンケート結果を説明すると共に、この意向を反映した汚水処理基本構想を策定することを説明
9	汚水処理基本構想の策定	9月の町議会定例会において議案を上程 → 可決

# 事前説明会 → アンケート

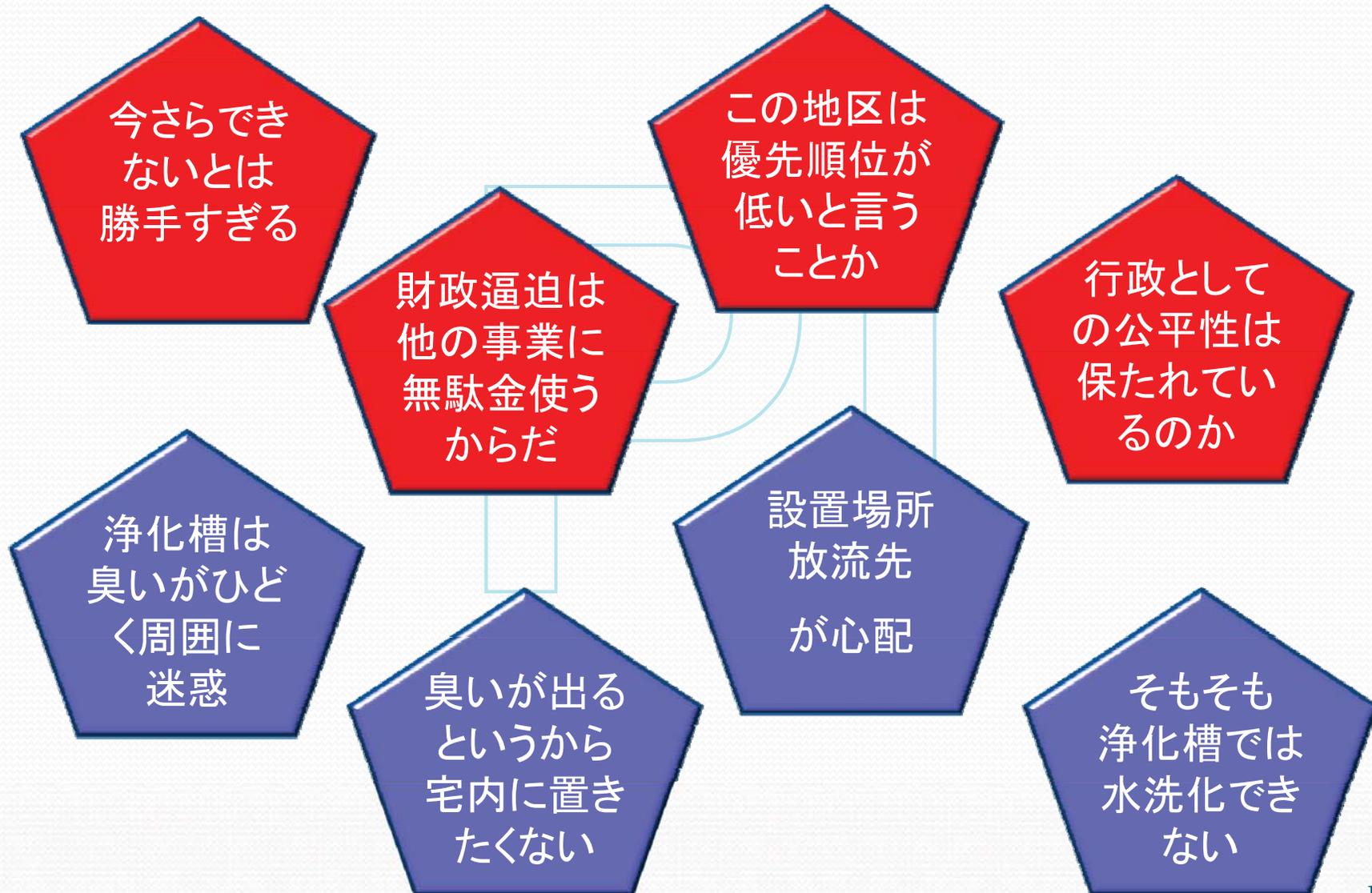
## 比較資料を提供

- 事業開始までの時間  
集合処理は10年以上先  
浄化槽はここ1、2年先
- 集合処理と個別処理の費用  
維持管理費を紹介  
(建設費はバックデータ → 口頭説明)

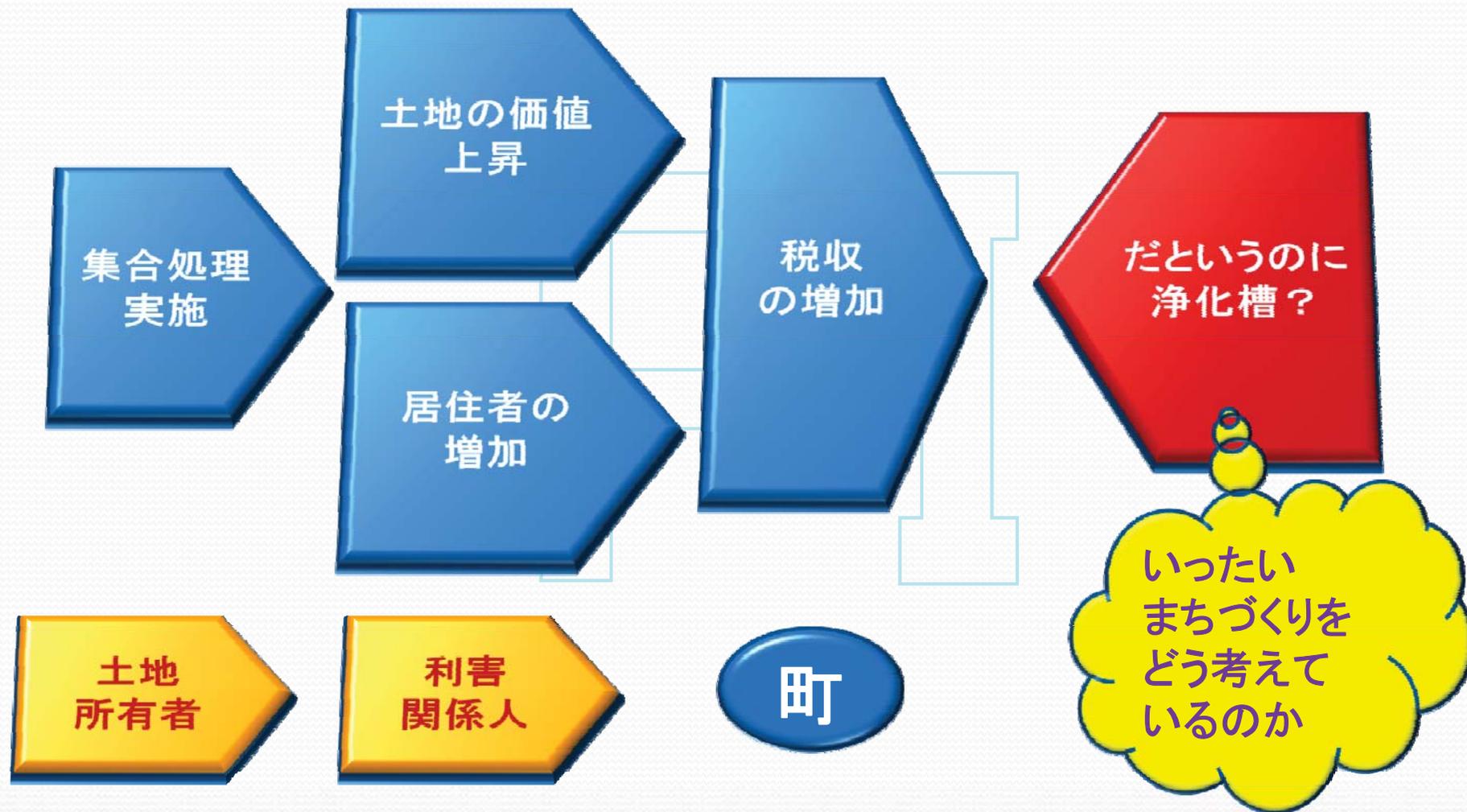
## 浄化槽の資料を提供

- そもそも浄化槽とは何？（事前情報）

## 反対派の意見



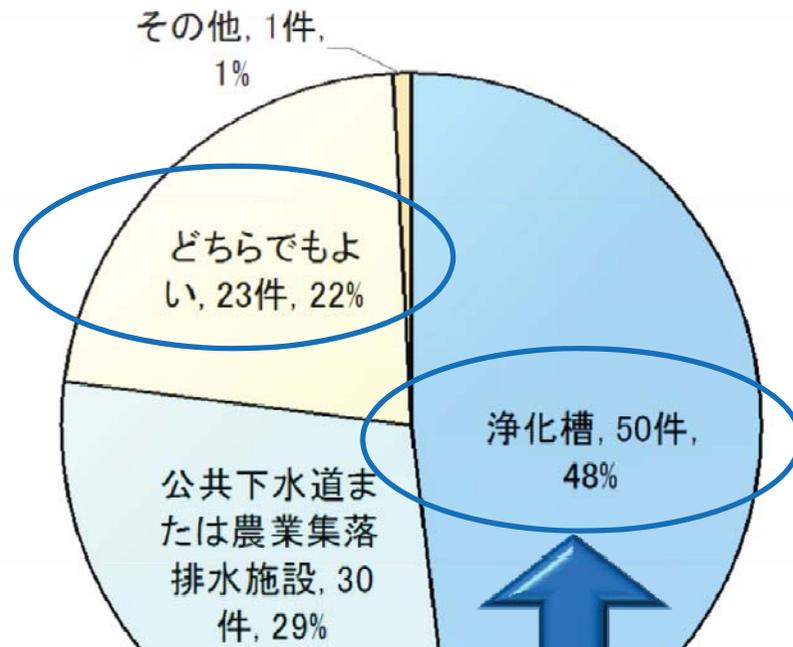
## 反対派の意見



# 事後説明会（アンケート結果）

- 直前の設問で、汚水処理事業への加入意志を確認
- 「すぐ加入」と「いずれ加入」と回答した場合のみが回答

希望する汚水処理施設は



浄化槽への  
同意  
70%

《 潜在している住民意識 》  
できるなら集合処理が良いが  
すぐにできないと言うなら仕方がない

この結果を、  
構想の見直しに反映

## 5 地方公営企業法の適用

汚水処理手法見直しの背景には、逼迫した財政状況がある。88%を超える整備率の代償として捉えられるが、残債は公共62億円、農集64億円として重くのしかかっている。町財政は元より公共においても、健全化計画の策定を余儀なくされている。

このため、平成20年から地方公営企業法の適用を検討、21年から対策主幹他2名の主任をもって準備作業を進めている。当初、全部適用により水道部門との統合を予定していたが、同部門の広域化が予定されたことから一部適用へと切り替え、23年度の適用に向け大詰めの段階にある

## 5 地方公営企業法の適用

### ◎法適化の対象事業

- ①公共下水道
- ②農業集落排水
- ③小規模集合排水
- ④管理型浄化槽

《 汚水処理の全事業を対象に法適化を実施予定 》

### ◎期待するメリット

- ①経営状況の明確化 → 合理的な経営管理の実現
- ②使用料の適正な算定 → 議会・住民への説明が容易
- ③企業経営の弾力化 → 予算の弾力条項
- ④職員の経営意識の向上 → 経済性の発揮



ご静聴ありがとうございました

紫波町建設部下水道課